

社団法人 全国社会保険労務士会 東京会 中央支会 会報

発行所 〒 120 東京都千代田区九段南 3—4—1 東京製本健保会館内
社団法人 全国社会保険労務士会 東京会中央支会 T E L 03(263) 0931~4
発行人 須崎 保 編集人 清水誠三郎

支会長重任にあたって

中央支会長 須 崎 保



(社)全国社会保険労務士会東京会中央支会、支会長重任にあたり、誌上から改めて会員の皆様へ一言ご挨拶を申し上げます。

去る 4 月 19 日 第 1 回定時総会の役員改選で、皆様のご推挙により、はからずも支会長職を重任いたしました。もとより私は、社会保険労務士としての経験も浅く、その人ではありませんが、会員皆様のご協力を得ましてこの重責を果したい所存でございます。何卒あたたいかいご支援と、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

ご案内のように、新生(社)全国社会保険労務士会は、会員皆様の多年の念願により小異を捨てて、大同団結をした所産であります。目的とするところは、われわれ社会保険労務士の社会的地位の向上と、それに相応しい、資質の向上にあります。中央支会の事業運営の基調も、この目的達成にあることはいうまで

ありません。

しかし支会の真の任務は、会員相互の連携を密にしながら個々の意見を集約して、これを上部団体に伝達し実現をはかる。一方、上部団体の事業計画等を円滑に遂行させるため、上意を会員皆様に周知徹底させ、一致協力を求めることにあろうかと考えます。即ち、上下のパイプになるのが支会の大きな役目の一つであると認識いたします。私はこの認識を第一義といたしまして、中央支会創成期に健全な発展を期して、最善の努力をいたす所存でございますので、重ねて会員皆様のお力添えをお願い申し上げます。

なお、中央支会会報創刊にあたり、日頃ご指導に預っている関係官庁の方々から、われわれ会員に対して、あたたいかいご激励とお祝いの一文をお寄せくださされ、ありがたく心からお礼を申し上げます。今後とも、当中央支会育成のため、ご助言をたまわりますようお願い申し上げます。私の就任のご挨拶といたします。

発刊を祝して

麴町社会保険事務所長
相 沢 昭 二

昭和43年6月3日に社会保険労務士法が公布されてから早くも10年目を迎えましたが、このたび社団法人全国社会保険労務士会東京会中央支会が、会員の結束と情報促進の場を目的として支会報を発刊されることは、実に時宜を得たものであり、関係各位の積極的なご努力に深く敬意を表します。

ご存知のとおり、社会保険の各制度は年々充実、発展が図られてまいりましたが、激動する社会経済情勢のなかにあつて、社会保険に対する国民の期待と関心は数年前のそれと比較しても広がりや厚みを有してきています。

しかしながら、社会保険をとりまく諸情勢はまことに厳しく、医療保険の分野においても、年金保険の分野においても、保険財政の確立の問題をはじめ早急に解決しなければならない幾多の問題を抱えており、現在関係者において鋭意検討されております。

このような現状のなかで、社会保険の業務を適正かつ円滑に運営していくためには、事業主や被保険者の方々のご協力のもとより、その仲介者として社会保険の業務に精通されている社会保険労務士の皆様方の果す役割とご活躍には大きな期待を寄せております。

中央支会の支会報が、このようなときにあつて、会員の皆様に社会保険の動向と直面する問題点を的確に報道するとともに、会員相互のコミュニケーションの場として、あるいは、会員相互の研さんによる社会保険労務士の資質の向上と、よりよき人間関係の醸成のために、より効果的に活用されることを期待しております。

最後にこの支会報の発刊を心から祝福するとともに、今后ますますの充実、発展を祈念する次第です。

支会報創刊に当って

中央労働基準監督署長
菅 原 邦 夫

諸先輩の永年にわたる努力により、昭和43年に社会保険労務士法が制定されましたことはご高承の通りであります。

しかしながら、誕生して間もない社会保険労務士の社会的地位の確保に欠かすことのできない、研修の場、切磋琢磨の集りであるべき社会保険労務士会が、所謂厚生省サイドとか労働省サイドとかに二分して誕生したことは、如何にも残念なことでありましたが、関係者の努力により昨年一本化し、(財)全国社会保険労務士会として生まれ替ったことは心強い限りであります。

本年は愈々下部組織も整い、当東京会中央支会として、逸速く支会報を創刊されるまでに充実されたことに、地元の監督署長として、限らない今後の活動を期待するものであります。

雇用保険は全面適用になったとは申せ、まだまだ手の届かぬ分野が大量にありますし、企業の社会保険労務士に寄せる期待と需要も無限にあります。支会報発刊を機会に、会員各位が更に更に研鑽され、斯界の発展の為に、ご努力あらんことを願って創刊のお祝の言葉といたします。

支会報「創刊号」の 発行にあたり

飯田橋公共職業安定所長
川 島 義 雄

この度、会員各位の情報紙として、支会報が創刊されましたことをお祝い申し上げますとともに、記念すべき創刊号にご挨拶できますことを有難く存ずる次第でございます。

当安定所の業務につきましては、労働社会保険諸法令に関する事務取扱いを通じ、深いご理解とご支援を賜わり感謝いたしております。

さて、現在安定所業務のなかで、①心身障害者、高齢者等の雇用促進、②雇用保険の全面適用などについては、とくに重点事項として、その推進を図っているところでありますが、これらの業務は、いずれも事業主の方々の理解と、協力を必要としております。

当所管内には、凡そ85,000（うち雇用保険適用37,000）の事業所を数えますが、この重点事項の主旨の周知一つを取っても、安定所の力だけでは、到底十分な浸透は望むべくもありません。こうした例からご賢察いただけるように、会員皆様に対して、行政の側からご協力いただかなければならない点は数多くあります。この機会にご理解下さるよう重ねてお願いいたします。

安定所業務と会員皆様の仕事とは、もはや不可分、共存の関係にあるといえます。何卒会員皆様におかれては、関係法令上の書類、帳簿の作成は勿論のこと、折にふれて事業所の労務管理面での、良き相談相手になられるよう切望するものでございます。それが取りも直さず『事業の健全な発達と、労働者等の福祉の向上に資する』ことになり、ひいては『労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与する』ことになると存ずる次第でございます。

最後に、中央支会並びに会員皆様の益々のご発展と、この支会報のご活躍を祈念し、お祝いのあいさつといたします。

ご あ い さ つ

東京都中央労政事務所長
鈴 木 正 五

平素から労政行政にご協力を頂き有難うございます。

本年の中小企業における最も大きな課題は、昨年末以来問題となっている産業構造上低長下において、最も影響を受けると考えられる繊維をはじめ、軽工業産業に関連する中小企業の在り方ではないかと考えられます。政府も従来の中小企業構造改善準備会制度、中小企業近代化促進法など中小企業の助成立法から独禁法の改正、分野調整法など中小企業の保護立法へと力を入れてきておりますが、これらも消費者保護との関連等運用面では種々な問題点を内蔵しております。

以上申し上げましたほかにも、中小企業には多難な問題を内蔵しており、貴会及び貴会員諸兄弟のご活躍の面はますます大きく、かつ重大な年であると考えます。行政としても関係機関との連繫をますます密にし、中小企業の発展に努めるとともに、これら企業に働らく従業員のより働きよい環境作りに努めて行く考えでありますので、今後ともご協力とご援助をお願い申し上げます。そしてこゝろから皆様のご発展をお祈り申し上げご挨拶といたします。

総 会 だ よ り

第1回 定時総会開催

と き 昭和52年4月19日(午後2時)
 ところ 東京都石油業健保会館

定刻に開催され、支会長の挨拶、定数の確認報告、議長選出、署名人の選出等の諸事項を諮り議事に入り

- (1) 報告事項 地区会運営の共通事項
- (2) 審議事項

- 第1号議案 昭和51年度事業報告承認に関する件
- 第2号議案 昭和51年度収入支出決算の承認に関する件
- 第3号議案 昭和52年度事業計画(案)に関する件
- 第4号議案 昭和52年度収入支出予算(案)に関する件
- 第5号議案 役員選任に関する件
- 第6号議案 東京会理事候補者推せん
- 第7号議案 全国会代議員候補者推せん

以上は議長団により、スムーズに進行され、予定の時刻に終了し、新支会長(重任)の力強い挨拶と、来賓各位のご祝辞を頂いて懇親パーティーに移り、和やかな内に散会しました。

(1)報告事項

地区会運営については、別表の会則通り地区会長、地区担当幹事を置き、中央支会と末端行政のパイプ役をやり、目的達成のための諸行事を遂行し、会員相互の親睦を図ることを主眼としていることの報告がありました。

(2)審議事項

第1号議案の事業報告、第2号議案の収入支出決算の承認については、原案通り承認。

① 昭和51年度事業報告

設立総会 2月1日 於電設健保会館
 幹事会 2回 正副支長会 2回
 開業社労士小委員会 1回
 講習会の開催 於東京都石油業健保会館 1回
 中小企業労働条件改善指導員の委嘱8名
 労働保険指導員の推せん 51名

② 昭和51年度収支決算書

収入金額 323,900円
 支出金額 218,160
 次年度繰越 105,740

収入の部

項	目	予 算 額	決 算 額
本部交付金	交 付 金	116,000	116,000
雑 収 入	雑 収 入	1,000	207,900
合	計	117,000	323,900

支出の部

項	目	予 算 額	決 算 額
会 議 費	総 会 費	70,000	63,500
	幹事会費	15,000	3,000
事 業 費	講習会費	15,000	113,060
雑 支 出	雑 費	17,000	38,600
合	計	117,000	218,160

第3号議案の事業計画案、収入支出の予算案についても案通り承認

③ 昭和52年度事業計画案

1. 組織整備の充実
2. 資質向上の為め講習会、研修会、事例研究会の開催、資料の配付
3. 広報の発行、名札掲示板の管理
4. 関係官庁に対する協力、指導援助の要請
5. その他 親睦パーティー、旅行会、弔慰金規程の制定

④ 昭和52年度収入支出予算案

収入金額 1,885,740 円
 支出金額 1,885,740

収入の部

項	目	予 算 額	51年度決算額
本部交付金	交 付 金	1,650,000	116,000
事業収入	事業収入	120,000	—
雑 収 入	雑 収 入	10,000	207,900
繰 越 金	繰 越 金	105,740	
合	計	1,885,740	323,900

支出の部

項	目	予 算 額	51年度決算額
会議費	総 会 費	400,000	66,500
	役員会費	300,000	
事務費	役員会費	100,000	
	印刷費	480,000	38,600
	通信費	150,000	
	旅費交通費	270,000	
	雑 費	10,000	
事業費	雑 費	50,000	
	講習会費	900,000	113,060
	会 報 費	400,000	
	渉 外 費	200,000	
	地区会助成費	150,000	
予備費	予 備 費	105,740	
合	計	1,885,740	218,160

⑤ 役員の改選 選考委員が指名され別表の
 の通り決定

⑥ 東京会理事、全国会代議員推せんにつ
 いても別表通り承認決定

社団法人全国社会保険労務士会

東京会中央支会役員

支会長 須崎 保
副支会長 鰐坂実雄、石原健三、市野沢新光
小山 昇、橘高正風、大古忠久

幹事（千代田区）

（麹 町）板谷孝一、市野沢新光、
○川島菊治、込山元喜、
○清水誠三郎、須崎 保
高橋八郎、長森敏泰、
乗田芳信、

（神 田）秋山松蔵、石原健三、
岡崎正義、柏木高美、
鈴木乃武夫、武田正義、
永瀬進一、目黒 健

（中央区）

（日本橋）鰐坂実雄、小山 昇、
渋谷忠雄、高橋士郎、
谷村能彦、松林清雄、
真許碩義

（京 橋）大槻哲也、小口隆明、
鈴木正信、田辺 実、
藤江政信、松本健吾、
山下大九郎、渡辺唯逸

（台東区）

大口昭男、蒲生 清、
橘高正風、大古忠久、
益子芳男、松本武吉、
三井田信二、山本 勇

（○印は会計幹事）

監 査 高橋正博、新堀英行

東京会理事推せん

中西 実、柏木高美、石原健三、
小山 昇、加藤義男、市野沢新光、
川島菊治、須崎 保、武田正義、
鰐坂実雄、渋谷忠雄、鈴木正信、
橘高正風、益子芳男

本部代議員推せん

目黒 健、真許碩義、山本 勇、
市野沢新光、高橋八郎、乗田芳信、
須崎 保、秋山松蔵、渋谷忠雄、
鈴木正信、大口昭男

中央支会地区会役員

区	区 会 長	担 当 幹 事
千代田区	目黒 健	神田地域：岡崎正義、武田正義 麹町地域：長森敏泰、市野沢新光
中 央 区	小口隆明	日本橋地域：松林清雄、渋谷忠雄 京 橋 地 域：山下大九郎、鈴木正信
台 東 区	松本武吉	全区 1 地域：山本 勇、大口昭男

昭和52年度事業計画実施担当委員

総務・財務 石原副会長、市野沢副会長

委員 板谷孝一、田辺 実、松本武吉、
真許碩義、永瀬進一

事業・教育 小山副会長、橘高副会長

委員 岡崎正義、松林清雄、蒲生 清、
松本健吾、長森敏泰

広報・厚生 大古副会長、鰐坂副会長

委員 清水誠三郎、大槻哲也、
大口昭男、谷村能彦、秋山松蔵

“中央支会野球同好会

入会のおすすめ、

このたび、当支会に野球同好会が発足しました。須崎支会長を会長として、体育と親睦をかねて、支会活動の一翼を担いたいと抱負しています。会員の皆様のご入会をお待ちしています。

（申込先 新堀英行 TEL（254）1955）

中央支会区会々則

(名 称)

- 第1条 当区会は、社団法人全国社会保険
労務士会東京会中央支会 区会
(以下当区会)と称します

(区 域)

- 第2条 当区会の区域は 区会とします。
区内に次の地域をおきます。
千代田区地域 中央区地域
台東区地域

(目 的)

- 第3条 当区会は、中央支会規定第4条の
目的を遂行するため、地区会々員の
業務の進展向上と会員相互の親
睦を図り次の事業を行います。
- (1)東京会及び中央支会の会務に関す
る事項の連絡並びに伝達に関する
こと
 - (2)労働及び社会保険諸法令に関する
講習会等の開催
 - (3)会員の親睦並びに福祉に関するこ
と
 - (4)関係官庁及び関係団体との連繫、
協調に関すること
 - (5)その他事業目的を達成するために
必要な事項

(会 員)

- 第4条 当区会の会員は中央支会に所属し、
区内に事務所を有する者、又は
区内の事業所に勤務若しくは
居住する者としてします

(役 員)

- 第5条 当区会に次の役員を置きます。
区会長 1名
地区担当幹事(地域毎に1号会員
1名、2号会員1名)
委員 若干名

(役員選任)

- 第6条 当区会の役員の選任は、地区例会
で行います。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は2年(中央支会役員
任期)とします。
2.補欠により選任された者の任期
は前任者の残任期間とします

(役員の職務)

- 第8条 区会長は区会を代表し、区会の業
務を統轄し、委員会の議長となり
ます。
2.地区担当幹事は、区長を補佐し、
区会長事故あるときは、合議のう

え1名を指名し、その職務を代行
します

- 3.委員は区会事業の運営にあたり
ます

(合 議)

- 第9条 当区会の会議は、区長が必要と認
めたとき、並びに委員の過半数が
必要と認めたときに地区例会を開
催します

(経費の支弁)

- 第10条 当区会の経費は、中央支会助成
金、地区会費及び寄付金その他の
収入をもって支弁します。
2.地区会費は、開業者と非開業者
について各々地区会事業の運営上
必要ある場合に地区例会の議を経
て、年額又は臨時賦課金として徴
収することができます。(一旦収納
した会費等は一切返還しません)
3.会費額及び納入時期、方法につ
いては地区例会で決定します

(資産の管理)

- 第11条 当区会の資産は、区長がこれを
管理します

(会計年度)

- 第12条 当区会の会計年度は、毎年4月1
日に始まり、翌年3月31日に終り
ます

(余剰金)

- 第13条 当区会の決算で剰余金を生じたと
きは、次年度に繰越すものとしま
す

(区会の報告)

- 第14条 当区会は、毎年事業年度ごとに次
の事項を中央支会長に報告します。
(1)区会の決算に関する事項
(2)区会長、地区担当幹事の選任、辞
任、解任に関する事項

(会則の変更)

- 第15条 この会則を変更する場合は、地区
例会の議決を必要とします。
2.この会則にない事項で、地区会
運営上必要なものは地区例会の議
を経て内規で定めることができま
す

附 則

この会則は、昭和52年6月1日から
施行します。

中央支会弔慰金規程

(目 的)

第1条 この規程は、(社)全国社会保険労務士会東京会中央支会の会員に贈与する弔慰金に関する事項を定めたものです

(適用の範囲)

第2条 この規程は、中央支会の会員に適用します

(弔慰金)

第3条 会員又は、その配偶者が死亡したとき、次の香典を贈ります。

1. 会員の場合 10,000円
2. 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）の場合 5,000円

(事実の確認の申出)

第4条 会員が第3条に該当する場合は、区会長がその事実を書面をもって申出る

ものとしします

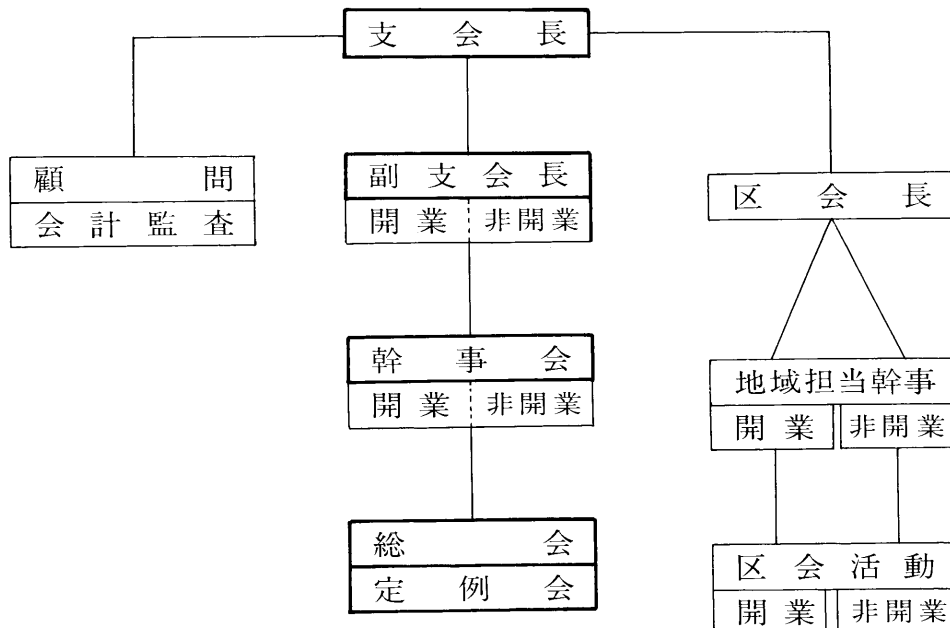
(贈与金の支給停止)

第5条 この規程による贈与金を支給すべき事由が発生した場合において、会員権が停止されている会員に対しては、贈与金の支給を停止します

附 則

この規程は昭和52年6月1日から施行します。

中央支会組織



昭和51年度の事業活動

当中央支会は、東京会の各支会のトップを切って、昭和52年2月1日電設保健会館において設立総会を開催し、団体合併による団体の下部組織として発足し、地区会の活発な動きと相俟って目的達成のための足固めをしました。

そして、3月16日には会員の資質向上の事業として、第1回労務管理（事務）講習会を下記の通り東京都石油業健保会館で開催しました。出席者 235名の出席があり、盛会裡に終了し、引続き行われた会員懇談会も支会運営に対する意見提案が多数寄せられました。アンケートについても今後の会の企画運営に対する貴重な資料を得ることができました。

第1回労務管理（事務）講習会

1. 77春闘の特徴と動向について
中央労政事務所長 鈴木正五氏
2. 最近の雇用事情と法改正について
飯田橋公共職業安定所
業務次長 宮島敏朗氏
3. 社会保険関係法改正について
麹町社会保険事務所
次長 山田信比古氏
4. 労働基準行政関係法の改正について
中央労働基準監督署
第1方面主任労働基準監督官
越山 文雄氏
労災課長 七井 国雄氏

委員会活動

◎ 総務、財務委員会（第1回）

と き 52.6.9 於製本健保会館会議室
議 題

- (1) 地区会会則について
- (2) 弔慰金規程について

出席者 石原、市野沢、田辺、松本（弔
真許、永瀬（敬称略）

(2) 社労士の公証等に関する本部要望事項実現について

(3) 委員会開催日程について

出席者 小山、橘高、松本（健）、岡崎、
松林、蒲生（敬称略）

◎ 広報、厚生委員会（第1回）

と き 52. 5. 25於製本健保会館会議室
議 題

- (1) 支会報創刊号の発刊について
- (2) その他

出席者 須崎、大古、秋山、大口、谷村
（敬称略）

◎ 事業、教育委員会（第1回）

と き 52.6.10 於合板健保組合会議室
議 題

- (1) 事業活動の年間計画について
イ. 算定基礎届事務講習会

ロ. 諸講習会について

労災保険の改正、社内預金退職金などの保全措置事例その他